

一般社団法人日本原子力学会

日本原子力学会倫理規程 改定案（現行規程との比較）

注記：太字下線部は変更箇所を示す。

現行規程	改定案
<p>日本原子力学会倫理規程は、<u>前文・憲章・行動の手引から構成されている</u>。この倫理規程は、我々日本原子力学会会員が<u>展開する諸活動において</u>、会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範について書き示したものである。会員は、原子力の平和利用に携わることに誇りと使命感を持ち、<u>研究、開発、利用および教育等のさまざまな分野</u>でその責務を果たすため、常に本規程を自分の言葉に置きなおし、自ら考え、自律ある行動をとる。</p>	<p>日本原子力学会倫理規程は、日本原子力学会会員が、<u>研究、開発、利用、教育等のさまざまな活動を実施するにあたり</u>、会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範を書き示したものである。会員は、原子力の平和利用と<u>安全確保</u>に携わることに誇りと使命感を持ち、その責務を果たすため、常に本規程を自分の言葉に置きなおし、自ら考え、自律ある行動をとる。</p>
<p>人類の生存の質の向上と地球環境維持が課題となる<u>現在</u>、さまざまな技術が開発され進歩している。しかしながら、どのような技術にも、必ず正の側面と負の側面が存在している<u>と同時に、会員の展開する諸活動には、技術だけでは解決できない問題も少なくない</u>。会員は、<u>過去の原子力災禍がもたらした社会への影響</u>を絶えず思い起こし、<u>原子力が潜在的に持っている危険性を十分に認識する</u>。もって常に現状に慢心せず、<u>過去の事例から</u>広く学ぶ姿勢を持ち、チャレンジ精神と<u>たゆまぬ</u>努力をもって、より高次の安全と、豊かで安心できる社会の実現に向けて、積極的に行動する。</p>	<p><u>現代は</u>、人類生存の質の向上と地球環境の<u>保全</u>が課題となっており、さまざまな技術が開発され進歩している。しかし、どのような技術にも必ず正の側面と負の側面が存在している。会員は、<u>自らの携わる技術が、正の側面によってより社会貢献するために、原子力事故をはじめとして、自らの携わる技術特有の社会に及ぼす影響等負の側面について</u>、絶えず思い起こすと同時に、<u>技術だけでは解決できない問題があることを、強く認識する</u>。もって常に現状に慢心せず、広く学ぶ姿勢と<u>俯瞰的な視野</u>を持ち、チャレンジ精神と<u>不断の</u>努力をもって、より高い安全を<u>追求し</u>、豊かで安心できる社会の実現に向けて、積極的に行動する。</p>
<p>本規程は、日本原子力学会の個人および組織の会員を対象としているが、原子力の安全確保と平和利用のためには、本規程がより多くの原子力<u>技術従事者</u>に共有され、本規程に<u>基づいた</u>行動がとられることが必要である。このため、我々会員は、本規程を満たすように自ら率先して行動するとともに、会員、非会員を問わず、原子力<u>技術に携わる</u>すべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を尊重し、実践するように牽引する。</p>	<p>本規程は、日本原子力学会の個人および組織の会員を対象としているが、原子力の安全確保と平和利用のために、本規程がより多くの原子力<u>関係者</u>に共有され、本規程に<u>則った</u>行動がとられることが必要である。このため、我々会員は、本規程を満たすように自ら率先して行動するとともに、会員、非会員を問わず、原子力<u>に関わる</u>すべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を尊重し、実践するように牽引する。</p>

現行規程	改定案
(憲章)	
1. (行動原理)	1. (行動原理)
会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。	<変更なし>
2. (公衆優先原則・持続性原則)	2. (公衆優先原則・持続性原則)
会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組む。	<変更なし>
3. (真実性原則)	3. (真実性原則)
会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、 公平・公正な態度 で自らの意思をもって判断し行動する。	会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。
4. (誠実性原則・正直性原則)	4. (誠実性原則・正直性原則)
会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行するとともに、社会に対する説明責任を果たし、社会の信頼を得るように努める。	<変更なし>
5. (専門職原則)	5. (専門 性 原則)
会員は、 専門とする技術の重要性を深く認識し 、原子力の専門家として誇りを持って 自ら 研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化にも 積極的に 取り組む。	会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、 携わる技術の影響を深く認識して 研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、 かつ交流して 技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。
6. (有能性原則)	6. (有能性原則)
会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対して は その限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門分野以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で 望 む。	会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門分野以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で 臨 む。
7. (組織文化の醸成)	7. (組織文化の醸成)
会員は、 個人の行動が 所属する組織の 文化に影響されることを認識し、組織の中の個人が倫理規程に則った行動を取るよう に組織文化の醸成に 積極的に 取り組む。	会員は、所属する組織の個人が 本倫理規程を尊重して行動できる 組織文化の醸成に取り組む。

現行規程	改定案
<p>行動の手引</p> <p>行動の手引は、倫理規程前文および憲章に基づき、日本原子力学会会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況において、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよい行動を探索し、実行することが重要である。また、個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、ある程度の多様性は許容されるものである。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置くことが重要である。</p>	<p>行動の手引</p> <p>行動の手引は、倫理規程前文および憲章に基づき、日本原子力学会会員の活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況において、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよい行動を探索し、実行することが重要である。また、個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、ある程度の多様性は許容されるものである。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置くことが重要である。</p>

現行規程	改定案
1. (行動原理)	
1-1(原子力利用の基本方針)	1-1(原子力利用の基本方針)
<p>原子力利用は、<u>原子力発電に関連するエネルギー分野</u>だけでなく、医療・農業・工業等をはじめ放射線や同位体の利用技術に関連する分野まで、<u>極めて多岐にわたる</u>。会員は<u>専門とする技術を通して</u>人類の生存の質を向上させ、地球環境を維持することに誇りと理想を持ち、<u>その英知と努力によって</u>原子力・放射線分野の適切な発展・<u>拡大</u>を図る。</p>	<p>原子力は、エネルギーだけでなく、医療・農業・工業<u>などでの</u>放射線利用まで幅広く利用されている。会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の<u>保全に貢献</u>することに誇りと理想を持ち、<u>専門性と自律ある行動により</u>原子力の適切な発展を図る。</p>
1-2(チャレンジ精神の尊重)	1-2(<u>不断の努力と</u> チャレンジ精神の醸成)
<p>会員は、<u>原子力利用の研究、開発、利用計画等において</u>、常に更なる向上を目指し、<u>総合的な</u>視野を持って、新たな可能性にチャレンジする<u>ように努める</u>。</p>	<p>会員は、研究、開発、利用、<u>教育等における</u>諸課題の解決のために<u>不断の努力を払うとともに</u>、常に更なる向上を目指し<u>俯瞰的な</u>視野を持って、新たな可能性にチャレンジする。 <u><一部、旧 1-3 採用></u></p>
1-3(諸課題解決への努力)	
<p><u>会員は原子力の研究、開発、利用計画等において直面している現在の課題および将来に遭遇する諸課題に対して、その解決に向けて</u>不断の努力を積む。</p>	<p><u><1-2(不断の努力とチャレンジ精神の醸成)と統合></u></p>
	1-3(<u>リーダーシップの発揮</u>)
	<p>会員は、一人ひとりが自身の責任や役割を明確にし、<u>積極的な態度及び行動を示すことにより、それぞれの階層でリーダーシップを発揮する</u>。</p>
	1-4(<u>技術者の行動による信頼</u>)
	<p>会員は、技術の安全性を高めるだけでなく、<u>技術を扱う者の行動によって社会から信頼が得られるように心掛ける</u>。 <u><一部、旧 4-7 採用></u></p>

現行規程	改定案
2. (公衆優先原則・持続性原則)	
2-1(原子力利用と安全確保の両立)	2-1(原子力利用と安全確保の両立)
<p>会員は、過去の原子力災禍がもたらした社会への影響を絶えず思い起こし、原子力が潜在的に持っている危険性を十分に認識する。たとえ、平和利用であっても、社会に大きな影響を及ぼす恐れがあることを常に意識して安全確保のために最大限の努力を払う。</p>	<p>会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを、強く認識する。その上で、常により高い安全レベルを目指し、その確保に務める。</p>
2-2(平和利用への限定)	2-2(平和利用への限定)
<p>原子力の利用は平和目的に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。</p>	<p>原子力の利用は平和目的に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。 <一部、旧 2-3 採用></p>
2-3(核拡散への注意)	
<p>会員は、原子力技術が核兵器の研究・開発・製造等に結びつく恐れがあることを認識し、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように最大限の注意を払う。</p>	<2-2(平和利用への限定)と統合>
2-4(核セキュリティ確保への注意)	2-3(核セキュリティ確保への注意)
<p>会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。</p>	<変更なし>
2-5(地球環境保護との調和)	2-4(地球環境 保全 との調和)
<p>会員は、原子力利用は炭酸ガス排出の低減などで環境問題の解決の一助となりうる一方、人類・地球への負の遺産となりうる放射性廃棄物処理・処分の課題があることを認識し、地球環境保護との調和に努める。</p>	<p>会員は、原子力発電は炭酸ガス排出の低減などで環境問題の解決の一助となりうる一方、放射性廃棄物の処理と長期にわたる埋設の課題があることを認識し、この解決に努める。</p>
2-10(労働安全の確保)	2-5(労働安全の確保)
<p>会員は、常に原子力施設で働く人々の安全確保と災害の防止に努める。</p>	<変更なし>
2-6(経済性優先への戒め)	2-6(経済性優先への戒め)
<p>会員は、原子力放射線関連の施設の設計・建設・運転・保守等の管理にあたり、目先の経済性を安全性に優先させない。</p>	<p>会員は、原子力施設の設計・建設・運転・保守等の管理にあたり、経済性を安全性に優先させない。</p>
2-7(効率優先への戒め)	2-7(効率優先への戒め)
<p>会員は、原子力放射線関連の施設において安全性の確認されていない効率化をおこなわない。効率化を進歩と誤解して、安全性の十分な確認をおこなうことなく設備や作業を変更しない。</p>	<p>会員は、原子力施設において、安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業の効率化を行わない。</p>
2-8(規制適合が目的化することへの戒め)	2-8(規制適合が目的化することへの戒め)
<p>会員は、原子力放射線に関連する事業、研究、諸作業において、法令・規則への適合が目的化しないように常に注意を払い、専門家として、より高い安全性の確保を目指して自らの判断で行動する。</p>	<p>会員は、原子力の研究、開発、利用、教育等において、法令・規則への適合のみで満足することなく、専門家として、更なる安全性向上を目指して弛まぬ努力をする。</p>
2-9(技術成熟の過信への戒め)	2-9(技術成熟の過信への戒め)
<p>会員は、原子力技術が成熟したとして安全性を過信しない。原子力開発の歴史はいまだ1世紀に満たない。今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って新しい事象が発生することに対し警戒心を維持する。</p>	<p>会員は、原子力の安全性を過信することなく、今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って新しい事象が発生することに対して警戒心を維持するとともに、事前の備えを尽くす。</p>

現行規程	改定案
3. (真実性原則)	
3-1(最新知見の追究と自らの判断)	3-1(最新知見の追究)
<p>会員は、自己の業務遂行に関わる知見が常に最新の<u>ものであるべく</u>、広く国内外の情報収集に努め<u>た上で</u>、与えられた情報を無批判に受け入れることなく、<u>それに関連する専門能力により自ら判断する。</u></p>	<p>会員は、自己の業務遂行に関わる知見が常に最新の<u>状態となるよう</u>、広く国内外の情報収集に努める。特に安全にかかる情報は、公衆や環境に大きな影響を与える可能性がある<u>と心得て慎重に確認する。</u> <u><一部、旧 4-14 採用></u></p>
3-2(科学的事実の尊重)	3-2(科学的事実の尊重)
<p>会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう<u>努める。</u></p>	<p>会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう<u>働きかける。</u></p>
	<u>3-3(自らの判断に基づく行動)</u>
	<p><u>会員は、与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないように、常に正確な情報の取得に努め、関連する専門能力により自ら判断し、行動する。</u> <u><一部、旧 3-1 採用></u></p>

現行規程	改定案
4. (誠実性原則・正直性原則)	
4-1(誠実な行動) 会員は、 雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として 、誠実に業務を実施する。また、他の団体または 自らを含む個人 に利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。	4-1(誠実な行動) 会員は、誠実に業務を実施する。また、他の団体または個人に 不利益 をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。
4-2(契約に関する注意) 会員は、 社会人として契約を尊重しなければならない 。法律に違反する 恐れのあるような契約 は締結してならない。また、 雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務をおこなう際、利害関係の相反の恐れのある業務 については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。	4-2(契約に関する注意) 会員は、 法令 に違反する おそれのある契約 を締結してはならない。また、 利益相反のおそれのある業務 については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。
4-3(公的資格に関する法令遵守) 会員は、公的資格を必要とする業務を資格なしでおこなわず、無資格者におこなわせない。	<削除>
4-4(ルール遵守と形骸化の防止) 会員は法令・規則等(以下ルール)を誠実に遵守するとともに常にルールの妥当性確認や改定に努め、 絶えざる研修等によってルール遵守の精神を維持し 、各種ルールの規定 内容 と 職務 実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。	4-3(ルール遵守と形骸化の防止) 会員は法令・規則(以下ルール)を誠実に遵守する。 その一方で 、常にルールの妥当性確認や改定に努め、各種ルールの規定と実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。
4-5(社会との調和) 会員は、常に社会からの声にも幅広く耳を傾け、コミュニケーションを心がけるとともに、 専門知識を説明するときは、一方的な価値観を押し付けることのないよう、他者の意見にも傾聴して 社会との調和に努める。	4-4(社会との調和) 会員は、常に社会からの声にも幅広く耳を傾け、 双方向の コミュニケーションを心がけて社会との調和に努める。
4-6(社会からの付託) 会員は、原子力技術を扱う集団・技術者として、一般社会から一種の付託を受けている。 それは、一般社会との無形の契約が成立していることであり、その契約のもとに、会員に 特別の責任・倫理観を求めていることを常に念頭に 置き 、行動する。	4-5(社会からの付託) 会員は、原子力技術を扱う集団・技術者として、一般社会から一種の付託を受けて おり 、特別の責任・倫理観が 求められている ことを常に念頭に行動する。
4-7(安心できる社会の構築) 会員は、 技術に対する安心が 、技術の安全性 だけでなく 、技術を扱う者 に対する信頼感によって醸成されることを、十分に理解し、安全の確保に努めるとともに、安心できる社会の構築に貢献する。	<1-4(技術者の行動による信頼)と統合>
4-8(会員の安心への戒め) 会員は、 安全を確保する努力を 過信し、自らが安心してはならない。公衆の信頼は、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って行動すること、他の意見・批判をよく聴き、 常に自ら考え行動すること によって得られるものと認識する。	4-6(会員の安心への戒め) 会員は、 安全の状態を 過信し、自らが そのことで 安心してはならない。公衆の信頼は、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って行動すること、他の意見・批判をよく聴く こと等、不断の努力 によって得られるものと認識する。
4-9(情報の公開) 会員は、情報の 意図的 隠蔽は社会との良好な関係を破壊することを認識し、適切かつ積極的に公開するように努める。 特に 、原子力の安全にかかる情報は、たとえその情報が自分自身や所属する組織に不利であっても積極的な公開に努める。	4-7(情報の公開) 会員は、原子力の安全にかかる情報 について 、積極的な公開に努める。 特に公衆の安全上必要不可欠な情報については、所属する組織にその情報を速やかに公開するように働きかけ 、公衆の安全確保を優先させる。 <一部、旧 4-10 採用>
4-10(守秘義務と情報公開) 会員は 、公衆の安全上必要不可欠な情報については、所属する組織にその情報を速やかに公開するように働きかけるとともに、 必要な場合には、たとえ守秘義務違反にかかる情報であってもその情報を開示する等により 、公衆の安全の確保を優先させる。	<4-9(情報の公開)と統合>
4-11(非公開情報の取り扱い) 原子力にかかる情報でも 、核不拡散や核物質防護、公衆の安全・利益等のために公開することが不適切と判断されるものについては 公開する必要はない。ただしその場合でも、必要に応じて、会員はそのことを明示し 、公開できない理由を説明する。	4-8(隠蔽の戒めと非公開情報の取り扱い) 会員は 、情報の隠蔽は社会との良好な関係を破壊することを認識し、適切かつ積極的に公開するように努める。 ただし 、核不拡散や核物質防護等、公衆の安全・利益のために公開することが不適切と判断されるものについては、公開できない理由を説明 できるように する。 <一部、旧 4-9 採用>

現行規程	改定案
4-12(説明責任)	4-9(説明責任)
会員は、専門活動の目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立ち、専門家ではない <u>周囲</u> の者にも分かりやすく、タイムリーに説明する責任がある。	会員は、専門活動の目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立ち、専門家ではない者にも分かりやすく、 <u>かつ</u> タイムリーに説明する責任がある。
4-13(慎重さの要求)	
<u>会員は、原子力・放射線関連の作業においては、作業中気付いた点を放置せず、また独断を避けて関係者に確認するなど、常に慎重に振る舞う。これまで国内外の原子力施設において作業の完了を急いだり、手順を粗略にして大事故に至った例を想起し、教訓とする。</u>	<4-6(会員の安心への戒め)と統合>
4-14(正確な情報の取得と確認)	
<u>会員は、専門家として正しい情報を取得し、その正しさを自ら確認する。特に安全にかかる情報は、公衆や環境に大きな影響を与える可能性がある<u>ので、その正確な取得と確認に入念な注意を払う。</u></u>	<3-1(最新知見の追究)と統合>
4-15(組織の私的利用)	
<u>会員は、勤務時間内に本務以外の業務をおこなうことも含め、所属する組織の了承・許可なく、組織に帰属する人的・物的・知的資源等の財産権を侵さない。</u>	<削除>

現行規程	改定案
5. (専門職原則)	
5-1(専門分野等の研鑽と協調) 会員は、 専門とする分野について 未知の領域の探求など チャレンジ精神を発揮し 、自己研鑽に励むとともに、関連 する専門分野について 理解を深め、これを尊重し、業務の遂行にあたり常に協調の 精神で臨む 。会員は、 業務の実施により 得られる経験や知見を、学術の発展に貢献できるように常に心がける。	5-1(専門分野等の研鑽と協調) 会員は、未知の領域の探求など、自己研鑽に励むとともに、関連分野の理解も深め、これを尊重して業務の遂行にあたり、常に協調を 図る 。もって、得られる経験や知見 により 、 原子力に関わる学術及び技術の改善と発展に貢献する 。
5-2(専門能力) ここでいう専門能力とは、原子力に関する技術的能力だけでなく、倫理的行動をとるために必要な能力も含む。また 求められる専門能力は、社会とともに変化することを自覚し、常に社会 から要請される 能力を備えるよう努める。	5-2(専門能力) 会員は 、求められる専門能力や 倫理的行動に必要な能力が 、社会とともに変化することを自覚し、常に社会 の要請に 応える能力を備えるよう努める。
5-3(安全知識・技術の習得) 会員は、原子力・ 放射線に関連する事業、研究、諸作業 において、法令・規則を遵守 すること はもちろん、安全を 確保するため に必要な専門知識・技術の向上に努める。	5-4(正確な知識 、安全知識・技術の習得と伝達) 会員は、原子力 専門分野に関わる活動に おいては、法令・規則の遵守はもちろん、安全の確保に必要な専門知識・技術の向上に努める。 さらに 、常に正確な知識の獲得と伝達に努める。 <一部、旧 5-7 採用>
5-4(新知識の取得) 会員は、 専門家として常に自己研鑽に励み、関係する法令や規則 、日々進歩する 学問・技術 を学び、 自身の専門能力を磨く 。古い 定型 的な知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。	5-3(新知識の取得) 会員は、日々進歩する 学術や技術のほか、関係する法令・規則 を学び、専門能力を磨く。古い知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。
5-5(経験からの学習と 技術の 継承) 会員は、経験から教訓を学び取る。特に 原子力施設の事故や故障の経験からは 、失敗事例のみならず良好事例 についても 研究し、 その再発防止および類似の事故や故障の未然防止 に努めるとともに、情報を共有 化し、技術・知見の向上に努める 。	5-5(経験からの学習と 共有・ 継承) 会員は、経験から教訓を学び取る。特に事故や故障 については 、失敗事例のみならず良好事例にも 着目・ 研究し、再発防止 や類似事態の発生防止 に努めるとともに、情報を共有 ・継承する 。
5-6(関係者の専門能力向上と 人材育成) 会員は、 専門家として自らが研鑽に励むだけではなく 、専門能力を有すべき周囲の者、特に 自らの監督下にある者の専門能力向上にも努力し 、機会を与えるよう努める。	5-6(関係者の専門能力向上と 環境整備) 会員は、自己研鑽 のみならず 、専門能力を有すべき周囲の者、特に監督下にある者 に研鑽の機会を与えることで、能力向上のための環境整備に 努める。
5-7(正確な知識の獲得と伝達) 会員は 、常に正確な知識の獲得に努め、 その知識を周囲の者に伝える 。	<5-4(正確な知識、安全知識・技術の習得と伝達)と統合>
5-8(科学的事実の 普及) 会員は、 専門知識を分かりやすい形で広め 、公衆が 理性的に自ら 判断できるよう、 情報を提供することに努める 。	5-7(科学的事実の 分かりやすい提供) 会員は、公衆が 科学的事実や専門知識を正確に理解し 、判断できるように 分かりやすい形で提供することに努める 。
5-9(国際社会への貢献) 我が国は原子力平和利用に豊富な実績がある一方、原子力 事故 の当事国である。会員は、 これら経験から得た知見・教訓を広く普及させ 、世界の原子力 技術とその安全性 の向上に貢献する。	5-8(国際社会への貢献) 我が国は原子力平和利用に豊富な実績がある一方、原子力 災害 の当事国である。会員は、 この経験から知見・教訓を深く学びとり、我が国のみならず世界の原子力の安全と技術 の向上に貢献する。

現行規程	改定案
6. (有能性原則)	
6-1(学際的な取り組みの必要性)	6-1(学際的な取り組みの必要性)
<p>会員は原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためにはこれらの専門分野との境界に隙間ができないように総合的な視点から取り組むように努める。</p>	<p><変更なし></p>
6-2(自己能力の把握)	6-2(自己能力の把握)
<p>会員は、遂行しようとしている業務が自らの能力不足のため安全を損なう恐れがないか、常に謙虚に自問する。</p>	<p>会員は、遂行しようとしている業務が自らの能力不足のために安全を損なう恐れがないか、常に謙虚に自問する。</p>
6-3(俯瞰的な視点を有する人材の育成)	6-3(俯瞰的な視点を有する人材の育成)
<p>会員は、所属する組織において、自分自身や周囲の者の専門的知識や能力ばかりでなく、俯瞰的な視点を有する人材の育成の観点も含めた能力向上ができる環境を整備し、維持に努める。</p>	<p>会員は、所属する組織において、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材を育成する観点からも環境を整備し、維持に努める。</p>

現行規程	改定案
7. (組織文化の醸成)	
7-1(組織の中の個人のとるべき行動の基本原則)	7-1(組織の中の個人のとるべき行動の基本原則)
<p>会員は、所属する組織において、倫理に関わる問題を自由に話し合え、行動できる組織の文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織の文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。</p>	<p>会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。</p>
7-2(組織内における課題解決)	7-2(組織内における課題解決)
<p>会員は、安全性の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係者へ働きかけ、改善されるよう努める。なお、原子力に関する諸活動において権限を有する者は、その職責の重さを自覚し、安全性向上に最大限の努力を払う。</p>	<p>会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを自覚し、安全性向上に最大限の努力を払う。安全性の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係者へ働きかけ、改善されるよう努める。</p>
7-3(組織内における環境整備の重要性と活動促進)	7-3(組織内における環境整備の重要性と 継続的改善)
<p>組織の運営に責任を有する会員は、この憲章の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)がこの憲章に基づいて行動することができる環境を整えるとともに、組織内の個人(会員および非会員)に対し、倫理規程の重要性を積極的に啓蒙し、活動を促進するように積極的に働きかける。</p>	<p>組織運営に責任を有する会員は、本倫理規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)が本倫理規程に基づいて行動することができるように伝え、その環境を整える。また、組織内の活動状況を絶えず注視するとともに、本倫理規程に基づく活動を阻害する要因を積極的に排除するなど、環境の継続的な改善・向上に努める。</p> <p><一部、旧 7-4 採用></p>
7-4(組織内における活動状況の把握と継続的改善)	
<p>組織の運営に責任を有する会員は、組織に所属する個人(会員および非会員)がこの行動の手引に基づいて行動していることを絶えず注視する。また、組織に所属する個人(会員および非会員)の活動を阻害する要因を積極的に抽出し、排除するなど環境の継続的な改善・向上に努める。</p>	<p><7-3(組織内における環境整備の重要性と継続的改善)と統合></p>
7-5(組織内における 情報公開の手順 と適切な運用)	7-4(組織内における 申し出に対する 適切な運用)
<p>組織の運営に責任を有する会員は、会員からの原子力安全に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために情報公開の手順を定め、適切に運用する。</p>	<p>組織の運営に責任を有する会員は、会員からの原子力安全等に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮、申し出内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。</p>
7-6(労働環境等の確保)	7-5(労働環境等の確保)
<p>会員は、安全確保のために活動の基盤となる労働環境等を含めた環境整備に努める。</p>	<p>組織の運営に責任を有する会員は、安全確保のために活動の基盤となる労働環境等を含めた環境整備に努める。</p>